

制 度 名	非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度について、以下の 4 つの措置を講ずる。</p> <p>1. 振替社債利子の非課税化</p> <p style="padding-left: 40px;">非課税対象債券の中に振替社債等を追加する。</p> <p>2. 非課税手続の簡素化</p> <p style="padding-left: 40px;">非課税手続について、発行体（多数）毎ではなく、振替機関（2 者のみ）毎に手続をすれば足りるようにする等、制度を簡素化する。</p> <p>3. 償還差益の非課税化</p> <p style="padding-left: 40px;">非課税対象所得の中に償還差益（取得価額と償還価額の差額）を追加する。</p> <p>4. 非居住者等の範囲拡大</p> <p style="padding-left: 40px;">非課税制度の適用を受ける非居住者等である適格外国証券投信の中に、以下の 3 つの外国証券投信を追加する。</p> <p style="padding-left: 80px;">（1）その受益権が国内で公募される外国証券投信で、居住者に対する分配金の支払が水際源泉徴収の対象とされるもの。</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）親子ファンド形式をとる外国証券投信で、いずれかの子ファンドの受益権が公募されるもの（国内公募の場合は上記（1）の要件を満たすもの）。</p> <p style="padding-left: 80px;">（3）その受益権が私募される外国証券投信で、受益者の全てが非居住者・外国法人・国内金融機関等のいずれかである旨の届出を行ったもの。</p> <p style="padding-left: 40px;">非課税制度の適用を受ける非居住者等の中に、外国の年金基金を追加する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （ — 百万円）

(1) 政策目的

非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図る。

(2) 施策の必要性

1. 振替社債利子の非課税化

国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化することが喫緊の課題。

一方、現在の我が国社債市場に投資する非居住者等はほとんど存在せず(0.6%、平成 21 年3月末)、その要因として、先進諸外国では非居住者等が受ける社債利子が原則非課税である中、我が国においては、社債利子に対する課税がなされていることが挙げられる。

(注)国債では既に非課税措置が手当てされているところ、非居住者保有割合が7%を超える。

このため、他国社債市場との国際的イコール・フッティングを確保し、我が国社債市場の国際競争力を強化するためには、非居住者等が受ける振替社債利子の非課税化が必要不可欠。

2. 非課税手続の簡素化

現行制度では、多数の発行体毎に非課税手続きをしなければならず、煩雑。そのため、発行体が多数に上る地方債に対する非居住者等の投資は極めて低調。

非課税手続の簡素化により、非居住者等による投資の障害を除去することが必要不可欠。

3. 償還差益の非課税化

現行制度では、償還差益に対して課税されるため、非居住者等は恒久的施設を有しないものでも申告納税する必要が生じる。

償還差益を非課税化することにより、非居住者等による投資の障害を除去することが必要不可欠。

4. 非居住者等の範囲拡大

現行制度では、適格外国証券投信の範囲が限られているため、相当数の外国証券投信が投資を断念している。また、外国の年金基金も、条文上は非居住者等に含まれない。

非居住者等の範囲を合理的に拡大することにより、非居住者等による投資を促進する必要がある。

		(3) 要望の措置の妥当性 本措置により、他国社債市場との国際的イコール・フットイングを確保し、国際的な市場間競争の土俵に立つことが可能となる。 なお、税制に関する国際的イコール・フットイングを確保する必要があるため、税制以外の手段はなじまない。												
今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計												
	政策の達成目標	非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。												
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする												
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）												
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	国債及び地方債の海外投資家の保有残高は増加傾向にある。												
	租税特別措置の適用実績	海外投資家による国債・地方債の保有額の推移 （単位：兆円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度</th> <th>2007年度</th> <th>2008年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td>40.2</td> <td>47.3</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> （注）日銀資金循環表より		2006年度	2007年度	2008年度	国債	40.2	47.3	43.7	地方債	0	0	0.1
		2006年度	2007年度	2008年度										
国債	40.2	47.3	43.7											
地方債	0	0	0.1											
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	海外投資家による国債・地方債の保有割合の推移 （単位：%） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度</th> <th>2007年度</th> <th>2008年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td>6.0</td> <td>6.8</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> （注）日銀資金循環表より		2006年度	2007年度	2008年度	国債	6.0	6.8	6.4	地方債	0	0	0.2	
	2006年度	2007年度	2008年度											
国債	6.0	6.8	6.4											
地方債	0	0	0.2											

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>15年度改正から要望。 振替国債の利子については11年度改正、振替地方債の利子については19年度改正において、非課税措置が導入されている。</p>	